

令和5年度

生徒募集要項

全日制課程	普通科（男女共学） 外国語科（男女共学）
-------	-------------------------

募集人員	普通科 8学級 320名 （内2名は、転編入学者募集人員） 外国語科 1学級 40名
------	--

第1 一般募集	1頁
第2 帰国生徒特別選抜による募集	4頁
第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜	6頁
第4 その他	7頁

ここに記載されていない事柄は、埼玉県教育委員会「令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。
提出書類は、「様式自由」となっているもの以外は所定の様式による。

埼玉県立坂戸高等学校

〒350-0271 埼玉県坂戸市上吉田586番地
TEL 049-281-3535
FAX 049-288-1107

第1 一般募集

1 募集を実施する学科及びその募集人員

- (1) 普通科の募集人員は、8学級320名とする。(内2名は、転居等に伴う転編入学者の募集人員)
- (2) 外国語科の募集人員は、1学級40名とする。

2 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者。

3 出願手続

- (1) 出願書類(志願者は、次のア、イ、ウを同時に本校校長へ提出する。エは志願者の出身中学校長が、本校校長へ提出する。)

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料として「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**(2,200円分)を貼り、**消印しないで**提出する。) 注:一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

志願者は、出身中学校長が作成した「調査書」を提出する。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

出身中学校長は、「学習の記録等学年内評価分布表」、「学習の記録等一覧表」を作成し、次の(2)に示す期間内に本校及び高校教育指導課に提出する。ただし、郵送による提出の場合は、「**簡易書留**」等、配達記録が残る扱いとし、併せて、**令和5年2月9日(木)を配達指定日**とすること。なお、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

- (2) 出願書類等の提出期間及び受付時間 (中学校がまとめて持参する場合は2月9日のみ)

出願書類	提出方法	提出期間	受付時間
入学願書 受検票 調査書	持参する場合	令和5年2月10日(金) ----- 2月13日(月)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで ----- 午前9時から正午まで
	郵送する場合	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。	

- (3) 入学願書等の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 持参する場合

「入学願書」、「受検票」、「調査書」を同時に提出する。

イ 郵送する場合

(ア) 「入学願書」、「受検票」、「調査書」を同封する。

(イ) 「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、併せて**令和5年2月9日(木)を配達指定日**とすること。

(ウ) 封筒の表には「**入学願書等在中**」と**朱書き**すること。また、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。

(エ) 本校校長は、事務処理後、受検票を交付する。**郵送の場合は、2月13日(月)午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。**

(4) 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

5 第2志望

(1) 第2志望を希望する場合は、「入学願書」の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。

(2) 第2志望を希望しない場合は、「第2志望に関する申告欄」の「なし」の欄に○を付すこと。

6 志願先変更

(1) 志願先変更の期間及び受付時間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

変更期間	令和5年2月15日(水)から2月16日(木)まで
受付時間	2月15日(水)：午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月16日(木)：午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「**志願先変更願**」及び「**受検票**」を、本校校長に提出し、「**志願先変更証明書**」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

ア 同一課程の他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

イ 定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出する。

ウ 市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入する。

エ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(4) 本校の学科間における志願先変更及び第2志望のみの変更

(1)～(3)による。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

7 志願取消

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て「**志願取消届**」及び「**受検票**」を速やかに本校校長に提出する。

8 学力検査

(1) 志願者は、**令和5年2月22日(水)**に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 学力検査は、普通科、外国語科とも国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程 【集合時刻：午前8時30分（開門時刻：午前8時）】

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休	10:35～ 11:25 (50分)	休	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般 諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

(6) 外国語科においては、英語の学力検査の配点を200点とする。

(7) 障害のある志願者の学力検査の受検及び選抜に当たっては、障害のあることにより、不利益な取扱いにならないよう、十分に配慮する。

(8) 新型コロナウイルス感染症に関する対応は、「第1 一般募集」の「13 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査等の扱い」による。（4ページ参照）

9 面接

一般募集では実施しない。

10 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・発表

1 日時 令和5年3月3日（金）

2 場所 ウェブ発表：午前9時（URLは別途定める）、掲示：午前10時（本校）

3 方法 受検番号を発表

入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）に『受検票』を持参し（午前9時から正午及び午後1時から午後3時まで）、照会の上、「選抜結果通知書」「入学に関する書類」を受け取る。

(2) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出する。

11 追検査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、**令和5年3月6日（月）に実施する追検査**を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者。

イ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者（一部受検者）。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「**追検査受検願**」を**令和5年2月24日（金）正午までに本校校長に提出**すること。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」及び「追検査受検者個人カード」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上、持参すること。

(4) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜及び帰国生徒特別選抜において、「追検査受験願」を提出した志願者に対しては、令和5年3月6日（月）に面接を実施する。

12 追検査入学許可候補者の発表

(1) 日時・方法

1 日時 令和5年3月8日(水)

2 方法 電話による発表：午前9時

入学許可候補者は、令和5年3月8日(水)に『受検票』を持参し(午前9時から正午及び午後1時から午後3時まで)、照合の上、「選抜結果通知書」「入学に関する書類」を受け取る。

(2) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出する。

13 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査等の扱い

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・面接を受検することができない。ただし一定の条件※を満たす濃厚接触者は学力検査のみ受検できる。(※(ア)当日も無症状である。(イ)初期スクリーニングの結果、陰性である。(ウ)検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。)

ア 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者(次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者)

(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者(一定の条件を満たす濃厚接触者は除く)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング(自治体によるPCR検査等)を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者

(エ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

イ 検査当日に「健康状態チェックリスト」に基づき体調確認を行い、チェックリストの項目に該当する症状等がある志願者

(2) 一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、速やかに本校校長へ連絡するとともに、令和5年2月21日(火)までに「濃厚接触者による学力検査受検願」を本校校長に提出すること。

(3) 追検査当日に、(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。

第2 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施時期及び募集人員

(1) 一般募集に併せて実施する。

(2) 募集人員は、普通科、外国語科合わせて9名とする。

なお、この募集人員は、この選抜による入学許可候補者のあくまでも上限を示すものであり、本校の生徒募集人員の枠内に含まれるものである。

2 出願資格

「第1 一般募集」の「2 出願資格」に定める資格(1ページ参照)を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者。

(2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者。ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

「第1 一般募集」の「3 出願手続」による。(1、2ページ参照)ただし、次のことに留意する。

- (1) 「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を、本校校長に提出する。「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、**出身中学校長による応募資格証明を受けること。**
- (2) 本校校長は、「入学願書」を受理した後、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。
- (3) 「自己申告書」は、提出することができない。
- (4) 第2志望を希望する場合は、「入学願書」の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は、「第2志望に関する申告欄」の「なし」の欄に○を付すこと。

4 志願先変更

「第1 一般募集」の「6 志願先変更」による。(2ページ参照)ただし、次のことに留意する。

帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、本校校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

5 志願取消

「第1 一般募集」の「7 志願取消」による。(2ページ参照)

6 学力検査

「第1 一般募集」の「8 学力検査」により行う。(2、3ページ参照)

- (1) 問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。
- (2) 学力検査の傾斜配点は実施しない。
- (3) 学力検査会場は、本校とする。

学力検査の日程 (令和5年2月22日(水) 【集合時刻:午前8時30分(開門時刻:午前8時)】)

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	移動 ・ 休憩	面接・昼食(※) ※昼食の時間帯は 12:35～13:30	休憩 ・ 移動	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般 諸注意	国語		数学				英語

7 面接

- (1) 個人面接とする。
- (2) 令和5年2月22日(水) 学力検査の社会及び理科の時間帯に実施する。

8 入学許可候補者の発表

「第1 一般募集」の「10、12(追検査)入学許可候補者の発表」による。(3、4ページ参照)

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の実施時期及び募集人員等

一般募集で実施する。

- (1) 募集人員は定めず、本校の選抜要領に従って選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

- (1) 「第1 一般募集」の「3 出願手続」による。(1、2ページ参照)
- (2) 選抜を希望する者は、「自己申告書」を在学中学校長を経て、入学願書とともに本校校長に提出する。
- (3) 「入学願書」の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 第2志望の扱い

この不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科においては「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」の対象としない。

5 志願先変更

- (1) 「第1 一般募集」の「6 志願先変更」による。(2ページ参照)
- (2) 志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。
- (3) 先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

6 志願取消

「第1 一般募集」の「7 志願取消」による。(2ページ参照)

7 学力検査

「第1 一般募集」の「8 学力検査」により行う。(2、3ページ参照)

8 面接

- (1) 個人面接とする。
- (2) 令和5年2月22日(水)学力検査終了後に実施する。

9 入学許可候補者の発表

「第1一般募集」の「10、12(追検査)入学許可候補者の発表」による。(3、4ページ参照)

第4 その他

1 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合

(1) 私立中学校から出願する場合

ア 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業または卒業見込みの者

出願資格および出願手続は「第1 一般募集」による。ただし、出願時に住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。

イ 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者、および令和5年3月末までに県内に転居予定で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者。（下記（2）による）

(2) 県外中学校等から出願する場合

ア 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

イ 出願承認の手続

（ア）「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して承認を受けること。

（イ）出願承認の申請を行う期間及び受付時間は次のとおり。

令和5年1月10日（火）から2月10日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。） 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。なお、可能な限り、令和5年2月9日（木）までに「出願承認の申請を行うこと。」

ウ 出願する際の注意事項

（ア）「入学願書」「受検票」及び「調査書」は、本県所定（本校で配布）のものとする。

（イ）出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

（ウ）「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については提出する必要なし。

(3) 海外の日本人学校等から出願する場合

海外の日本人学校等から出願する場合は、所定の期間（令和4年12月1日（木）から令和5年2月10日（金）正午まで）に埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において出願資格の認定を受けた後、交付された「出願資格認定申請書」及び添付書類を「入学願書」等とともに本校校長へ提出する。

2 入学許可候補者説明会について

(1) 期 日 令和5年3月17日（金）午後2時から

(2) 場 所 本校体育館

(3) その他 合格発表時に配布する「入学のしおり」等の関係書類で確認すること。